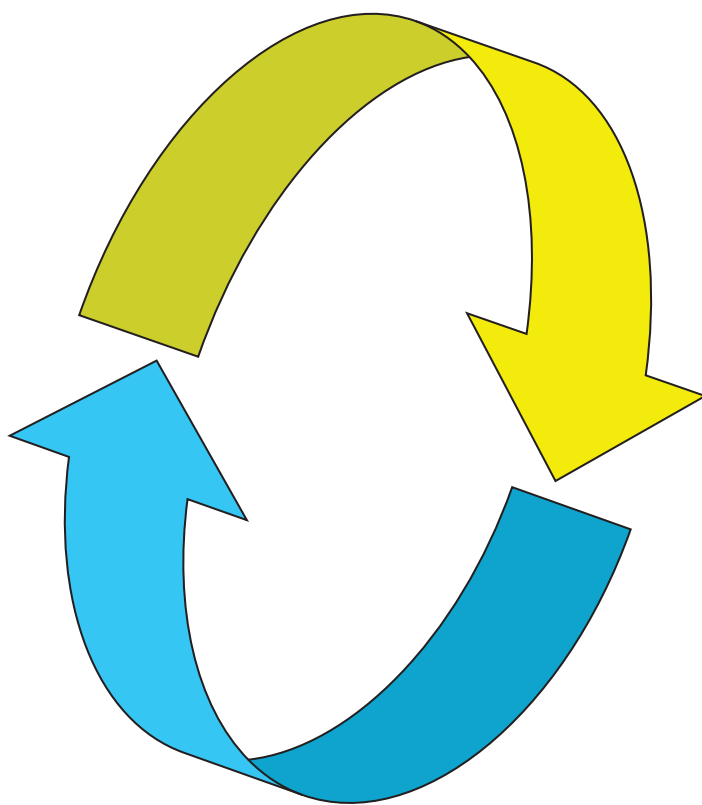


要保管

この手引は償還完了まで使用します。
なくさずに保管願います。
※再発行はしません。

高等学校等育英奨学資金

償還の手引



宮城県教育委員会

償 還 の お ぼ え

区 分	当 初	変 更 1	変 更 2	適 用
奨 学 生 番 号				
卒 業 学 校 名				
借 用 金 額	円			
償 還 方 法	年 賦 ・ 半 年 賦 月 賦 ・ 併 用	年 賦 ・ 半 年 賦 月 賦 ・ 併 用	年 賦 ・ 半 年 賦 月 賦 ・ 併 用	
償 還 期 間	年 月 年 月 月 月 か ら ま で	年 月 年 月 月 月 か ら ま で	年 月 年 月 月 月 か ら ま で	
毎 回 償 還 額	円	円	円	
最 終 回 償 還 額	円	円	円	
本 人 住 所 等	〒 ()	〒 ()	〒 ()	
保 証 人	〒 ()	〒 ()	〒 ()	
振 替 口 座	銀行名	銀行名	銀行名	
	口座番号	口座番号	口座番号	
	口座名義	口座名義	口座名義	

※「償還方法」の「併用」とは、月賦と半年賦の併用です。

償 還 猶 予 の お ぼ え

申 請 年 月 日	償 還 猶 予 期 間	申 請 事 由	承 認 の 可 否	備 考
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			
年 月 日	年 月 年 月 月 月 か ら ま で			

★ 8月頃に「奨学金償還表」を郵送いたします。この手引の最終ページに貼って大切に保管願います。

この「手引」は、次の場合などで

卒業後も使います。

奨学金の償還（返還）が終わるまで

なくさずに保管してください。

※再発行はしません

- ◆ 卒業後進学したため、償還（返還）を猶予（返還の先延ばし）してほしいとき
- ◆ 経済的理由などで返還が困難となり、償還（返還）を猶予（返還の先延ばし）してほしいとき
- ◆ 償還（返還）用の振替口座を変更したいとき
- ◆ 転居、結婚などにより、住所・姓などが変わったとき
- ◆ 奨学金の償還（返還）を滞納してしまったとき
- ◆ その他、奨学金について相談、問い合わせをしたいとき



必ず読んでください！

○ 償還を始めるみなさんへ

あなたが在学中に受けていた高等学校等育英奨学資金（以下、「奨学資金」といいます。）は、貸付金です。

奨学生として採用されたときに提出された誓約書（「進学届兼誓約書」を含みます。）で約束したとおり、必ず宮城県に償還しなければなりません。

あなたからの償還金は、後輩である次代の生徒に引き継がれ、大切な奨学資金の原資として利用されるものです。あなたが償還可能な方法を選択し、完済するまで責任を持って、確実に償還してください。

約束した方法で償還されなかった場合、滞納となった場合には、違約金が課せられるだけでなく、保証人の方に連絡し、償還を求めるなど、大変な迷惑をかけることとなります。十分理解してください。

この「手引」は、奨学資金の償還に関する手続きをまとめたものです。借用証書等の作成、償還金の振替方法、手続きなどについて説明してありますので、償還が完了するまで大切に保管し、活用してください。

目 次

I	借用証書等の記入と提出	1
	「借用証書」の記入例と注意事項	2
	「償還明細書」の記入例と注意事項	3
	「預金口座振替依頼書」の記入例と注意事項	4
II	奨学資金の償還	
1	奨学資金の償還方法	5
2	償還金の督促	7
3	違約金	7
4	償還金の充当順位	7
5	償還完了通知	7
III	償還の猶予・免除	
1	償還猶予	8
2	償還免除	12
IV	その他の諸届等	
1	住所・氏名等の変更	13
2	保証人の変更	13
3	死亡届	13
4	償還方法等の変更	13
	償還猶予申請書	14
	奨学生異動届	15
	保証人変更願	16
	償還方法変更承認申請書	17
	(14頁～17頁の申請書は、コピーして使用してください)	
	各種記入例	18
	高等学校等育英奨学資金貸付条例	24
	高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則	26

— ご注意 —

高等学校卒業後に償還猶予を希望される方は、手引8頁の「Ⅲ 償還の猶予・免除」をご覧ください。

申請が遅れた場合、償還猶予が受けられないことがありますのでご注意ください。

I 借用証書等の記入と提出

「借用証書」、「償還明細書」、「預金口座振替依頼書」は、貸付期間が満了したすべての方が必ず提出しなければならない書類です。

「借用証書」は、借用金額と保証関係を、「償還明細書」は、今後の償還方法を確認するために、「預金口座振替依頼書」は償還を口座振替で行うために必要とするものです。貸付期間が満了したら学校の指示に従い、すみやかに提出してください。

なお、本人が死亡等の場合は、代わって相続人又は保証人が提出してください。

借用証書等の記入

2頁から4頁の「記入例と注意事項」を参照のうえ、必要事項を記入してください。

1 本人、保証人、親権者等

本人・・・奨学生本人です。

保証人・・・保護者又はこれに準ずる方で、独立の生計を営み、あなたと連帯して奨学資金の償還の責めを負うことができる資力を有する方です。原則として、申請時に提出した誓約書の保証人にしてください。

必ず保証人が記入し、「実印」を押印してください。また、「印鑑登録証明書」を添付してください。

※ 未成年者等、保証能力がない人は認められません。

親権者等・・・民法に定められた親権者又は未成年後見人のことです。あなたが未成年の場合、通常、父母が親権者です。父母がいない場合は未成年後見人となります。あなたが成人している場合は不要です。

2 借用期間満了事由（印字されている内容をご確認ください。）

満期・・・「貸付決定通知書」又は「延長決定通知書」で定められた貸付期間満了のとき

辞退・・・奨学資金を必要としなくなり、その旨を届け出たとき

退学・・・学校を退学したとき

停止・・・高等学校等育英奨学資金貸付条例第9条の各号（25頁）のいずれかに該当し、奨学生の資格を失ったとき

死亡・・・本人が死亡したとき

その他・・・正規の修業年限未滿で卒業・修了することやその他の事由によるとき

3 預金口座振替依頼書の口座名義人

奨学生本人又は保証人である父母等名義の口座を償還用口座として登録できます。

「借用証書」の記入例と注意事項

- ◎ 住民票の住所を記入してください。
- ◎ 入寮者、下宿者等は自宅の住所を記入してください。
- ◎ 現住所が住民票の住所と異なる場合は、住民票の住所の下に「(現住所)」として、現在の住所、郵便番号、電話番号も記入してください。

3月卒業生は「3月31日」、それ以外の人は借用証書を作成した年月日を記入してください。

父母等の保護者、又は父母等に準ずる方です。

この箇所は必ず「実印」を押してください。
「印鑑登録証明書」も提出していただきます。

父母等の保護者、又は父母等に準ずる方です。

県の奨学金貸付台帳には、このように登録されています。「借用証書」の「保証人」は、この「保証人」の方になります。

注：今回「保証人を変更」される場合は、
・新しい保証人の収入証明書（源泉徴収票、市町村発行の所得証明書など）
・新しい保証人の住民票（本籍の記載があるもの）の提出が必要となります。

注：奨学生本人や保証人の氏名・住所が現在届出済の氏名・住所と異なる場合は、奨学生本人や保証人の住民票（本籍の記載があるもの）を提出してください。

様式第10号(第17条関係)

借用証書		令和××年 3月 31日														
宮城県教育委員会 殿		奨学生番号 31900200345														
宮城県 立 仙台中央	<small>高等学校</small> <small>分校</small> 全日制 <small>専攻科</small> 定時制 <small>学校</small> 通信制 <small>(単位制)</small>	普通 科 3年 1組														
フリガナ ミヤギ タロウ	氏名 宮城 太郎	住所 仙台市青葉区希望ヶ丘3-8-1 <small>(現住所) 郵便番号 電話番号 仙台市青葉区本町9-8-7</small>														
生年月日 平成××年××月××日	フリガナ ミヤギ イチロウ	住所 仙台市青葉区希望ヶ丘3-8-1 <small>(現住所) 郵便番号 電話番号 仙台市青葉区本町9-8-7</small>														
氏名 宮城 一郎	生年月日 昭和××年××月××日	本人との続柄 本人の(父)														
<small>高等学校等育英奨学資金貸付条例に基づき、奨学資金について、次の金額を確かに借用いたしました。 なお、この奨学資金につきましては、同条例に従い私及び保証人が奨学資金を償還することを誓約いたします。</small>																
借 用 金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>¥</td><td>6</td><td>4</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>		千	百	十	千	百	十	円	¥	6	4	8	0	0	0
千	百	十	千	百	十	円										
¥	6	4	8	0	0	0										
借 用 期 間 満 了 事 由	満期 辞退 退学 停止 死亡 その他															
借用金額の内訳																
借用始期年月 年 月 分	借用終期年月 年 月 分	借用月数 月														
令和〇 4 ~	令和〇 3	36														
借用月額 円	借用金額 円															
18,000	648,000															
合 計		648,000														
備考																
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。																
親権者等 氏名	宮城 一郎	本人との続柄 本人の(父)														
住所	(〒980-84××) 仙台市青葉区希望ヶ丘3-8-1															

Data
 学校名 宮城県仙台中央高等学校
 奨学生 宮城 太郎
 保証人 宮城 一郎

「預金口座振替依頼書」の記入例と注意事項

重要 この用紙の提出がないと、口座振替による償還(返還)ができませんので、必ず提出してください。

指定口座の金融機関名を記入してください。

「奨学生番号」を記入してください。
※償還者(「預金者」名)を保証人とした場合は、奨学生番号の下に奨学生の氏名を記入してください。

金融機関用	預金口座振替依頼書	31900200345 奨学生氏名
宮城	銀行 信用金庫 農協	御中
作成した年月日を記入してください。		××年××月××日
収納受託会社	① 株式会社 七十七銀行	② 三菱UFJファクター株式会社
ご依頼先名 (委託者名)	宮城県教育庁高校教育課 2633	料金等の種類
委託者番号	1 0 1 2 5	契約者番号
預金者フリガナ	ヤマカワ タロウ	金融機関
おなまえ	山川 太郎	お届出印
契約者フリガナ		お届出印
おなまえ		2枚目に契約者印を
おところ	〒 980 - 84 23 電話(090)-(1234)-(5678) 仙台市青葉区本町9-8-7	※太枠内のみご記入

作成した年月日を記入してください。

※ 印が不鮮明で押し直す場合は、この位置に押ししてください。

通帳の印(金融機関に届出している印)を押ししてください。

奨学生本人名義の口座です。ただし、奨学生本人に代わり保証人の方が償還する場合は保証人の方の口座を登録してください。

私は、上記の料金等を預金口座振替の方法により支払うこととしましたので、ご了承ください。承認のうえに記口座からの振替を依頼します。

預金者(奨学生本人もしくは保証人)の住所を必ず記入してください。

指定口座	金融機関名 支店名	宮城 青葉	預金種目	口座番号
	銀行番号	店番号	普通 1 当座	9 8 7 6 5 4 3
振替日	収納企業の指定する日(銀行休業日の場合は翌営業日)			

左の各番号欄は必ず所定の桁数をお手許の通帳、カード等により数字のみで正確にご記入ください。

※ 「ゆうちょ銀行」と「貯蓄(積立)預金」は登録できません。

- 記
- 上記収納受託会社より貴行(金庫・農協)に上記料金等についての請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を指定預金口座から、引落しのお支払いください。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はいたしません。
 - 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してさしつかえありません。
 - この契約を解約するときは、私から貴行(金庫・農協)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行(金庫・農協)はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
 - この預金口座振替について十分に紛議が生じても貴行(金庫・農協)の責によるものを除き、貴行(金庫・農協)には迷惑をかけません。

(お願い) この預金口座振替依頼書の記載内容に不備がありましたら、次の該当項目に○印をつけて7日以内に上記収納受託会社へご返送ください。

1 口座番号相違	2 種目相違	3 印鑑相違
4 口座なし	5 その他()	

(金融機関使用)

検印	照査
□	□

◆記入後、金融機関に3枚1組を持参し、2枚目に「口座の確認印」をもらってください。

◆ 振替手数料について ◆

- 振替手数料は償還者本人の負担になります。
- 1回の振替ごとに、下記の振替手数料がかかります。(1回当たりの振替額は、「割賦金+下記振替手数料」です。)

1回当たり

七十七銀行の口座を利用する場合

52円(消費税込み)

七十七銀行以外の口座を利用する場合

165円(消費税込み)

Ⅱ 奨学資金の償還

1 奨学資金の償還方法

(1) 償還の開始

イ 卒業・退学・貸付の辞退等により奨学資金の貸付が終了した場合は、その6月経過後から償還が開始されます。

(3月に卒業した場合、月賦・併用賦の償還者は10月から、年賦・半年賦の償還者は12月から償還開始。)

ロ 大学等に在学しているときや、災害・傷病その他やむを得ない事由によって奨学資金の償還が困難となったときは、奨学資金の償還を先延ばしする「償還猶予」の制度があります。詳しくは8頁以降をご覧ください。

(2) 償還方法

償還方法には、次の4種類があります。(※ 借用期間満了時に選択されています。)

イ 年賦償還・・・年1回、毎年12月に12か月分を償還します。

ロ 半年賦償還・・・年2回、毎年6・12月に12か月分を2回に分けて償還します。

ハ 月賦償還・・・毎月償還します。

ニ 月賦と半年賦の併用償還(以下、「併用償還」といいます。)・・・借用金額を二分して得た額を、月賦分は上記ハで、半年賦分は上記ロの方法で償還します。

(3) 償還期日(振替日)

イ 毎月27日に、金融機関の口座から口座振替で行われます。

(※ 振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。)

ロ 1回当たりの振替額は、償還金に振替手数料を加えた額です。

振替手数料は償還者本人の負担となり、1回あたりの額は次のとおりです。

- ◆ 七十七銀行の口座を利用する場合・・・52円(消費税込み)
- ◆ 七十七銀行以外の口座を利用する場合・・・165円(消費税込み)

ハ 償還方法別の振替(引き落とし)日は次のとおりです。

償還方法		1 回 目 の 振 替 日	2 回目以降
年賦償還		借用期間満了の翌月から数えて6月経過後の12月27日	12月27日
半年賦償還		借用期間満了の翌月から数えて6月経過後の6月又は12月のいずれか早い月の27日	6月及び12月の27日
月賦償還		借用期間満了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
併用償還	月賦分	借用期間満了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
	半年賦分	借用期間満了の翌月から数えて6月経過後の6月又は12月のいずれか早い月の27日	6月及び12月の27日

(3) 償還金等の算出方法

イ 償還年数の算出

償還年数の算出は、借入金額を31頁の別表第一の貸付総額の区分に対応する割賦金の年額で除して求めます。その期間に1年未満の端数があるときはそれを切り捨て、その期間が1年未満のときは1年とします。

ただし、借入金額が130万円を超えるものは、全て13年となります。

ロ 償還回数

償還回数は、上記イで求めた償還年数に、年賦は1を、半年賦は2を、月賦・併用は12を乗じて得た回数となります。

ハ 償還額

借入金額を、選択した償還方法で算出して得た額です。

償還額に1円未満の端数が付く場合は、最終回で調整します。

【イ 償還年数の算出】

借入金額	割賦金の年額	償還年数
_____円	÷ _____円	= _____年
※端数は切捨て		

【ロ 償還回数】

	償還年数		償還回数
年賦	_____年	× 1 =	_____回
半年賦	_____年	× 2 =	_____回
月賦	_____年	× 12 =	_____回

【ハ 償還額】

償還金額	償還年数	1年間の償還額
_____円	÷ _____回	= _____円
1年間の償還額		1回の償還額
年賦	_____円	= _____円
半年賦	_____円	÷ 2 = _____円
月賦	_____円	÷ 12 = _____円
1年間の償還額		毎月の償還額
併用	_____円	÷ 24 = _____円
毎月の償還額		半年賦の償還額
_____円	× 6 =	_____円
6月・12月は		
毎月の償還額		半年賦の償還額
_____円	+	_____円 = _____円
※1円未満の端数は、最終回で調整		

(4) 振替不能になった場合

イ 残高不足等により口座振替ができなかったときは、その額は滞納額となり、翌月に「督促状」が送られます。

その「督促状」用紙の下欄「振込依頼書」により、金融機関から振り込んでいただくこととなります。

ロ 滞納額は次回の口座振替額に加算して納入することもできますので、その場合は高校教育課にご相談ください。

また、年賦、半年賦の方で口座振替ができなかった場合も同様に申し出てください。

ハ 滞納がある場合、「督促状」とは別に「納付催告書（滞納の総額について納入を依頼する書類）」が、奨学生本人及び保証人に対して、滞納分が解消されるまで送付されます。

「督促状」と同様、納入をお願いします。一括納入が困難な場合は、高校教育課にご相談ください。

(5) 全額一括償還、一部繰上償還

全額一括償還又は一部繰上償還を希望するときは、償還を希望する月の償還期日の1月前までに、何回分を償還するのか、高校教育課までご連絡ください。

一部繰上償還をした場合、次回以降の償還期日を繰り上げて、償還することとなります。

(6) 外国からの償還

外国からの送金は、手続きが複雑なうえ送金手数料も高額なため宮城県では取り扱っていません。外国に渡航している期間の償還については、国内にいる保護者、保証人等に振込みを依頼しておくようにしてください。

2 償還金の督促

償還は、あなたが責任をもって行わなければなりません。あなたが償還しなければ、保証人に請求をします。

- (1) 滞納者には、宮城県職員が自宅や勤務先へ訪問することがあります。
- (2) 滞納理由が悪質な場合（償還の意志がない、長期間何の連絡もなく償還しない等）は、残額（償還期日が来ていない額の全部）と滞納分を一括して償還しなければならない場合があります。また、債権回収会社へ依頼することがあります。
- (3) 長期滞納者には、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的手続きを取ることになります。

※手続きにかかった費用は、滞納者の負担になります。

イ 支払督促の申立予告

督促しても、長期にわたり滞納している額を償還しない場合は、履行期限を指定し、支払督促の申立予告をします。

ロ 支払督促の申立

上記イの指定期限を経過してもなお償還しない場合には、裁判所に支払督促の申立をし、償還未済額の一括償還を求めます。

ハ 仮執行宣言付支払督促の申立

支払督促の申立後もなお償還しない場合には、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

ニ 強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立にも応じない場合には、裁判所に強制執行の手続きを執ります。

3 違約金

約束の償還期日を過ぎると、滞納金額に年10.95%の違約金が課せられることがあります。

4 償還金の充当順位

償還金の充当順位は、民法第491条により、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に違約金、割賦金の順となります。

5 償還完了通知

償還が完了したときは、「償還完了通知」と借用証書等をあなたに送付します。これで、宮城県とあなたの貸借契約は終了となります。



ご相談ください！

例：「滞納額が増えてしまいました。一度に全額は返せません。」
「収入が減ってしまいました。返せません。」

など、償還についてのご相談に応じています。

Ⅲ 償還の猶予・免除

1 償還猶予

あなたが次の事由により、償還が困難であると認められるときは、申請により償還が猶予されることがあります。

償還猶予には、「在学猶予」と「一般猶予」があります。

※注意 償還猶予は返済を先延ばしするだけであり、返還が免除されるものではありません。
償還完了時期も後ろにずれ込みますので、あなたのライフスタイルに影響がある場合もあります。慎重に検討してから申請してください。

(1) 在学猶予

イ 事由

在学猶予に該当するのは次の(イ)～(ニ)の場合です。

- (イ) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、大学、大学院、専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学しているとき。
- (ロ) 貸付けが停止された又は貸付けを辞退した後も高等学校に在学しているとき。
- (ハ) 貸付期間満了後も卒業期が延びた等、引き続き高等学校に在学しているとき。
- (ニ) 大学の通信教育学部又は放送大学の全科履修生として在学しているとき。

ロ 申請及び猶予期間

- (イ) 在学猶予を願い出る場合は、毎年4月以降5月末日までに、「償還猶予申請書」(14頁)と4月以降発行の「在学証明書」(学生手帳の写しは不可。)を提出してください。
(貸付けの停止又は貸付けを辞退した場合で、引き続き高等学校等に在学する場合は、事由発生後、すみやかに提出してください。)
- (ロ) 1回の申請で認められる猶予期間は当該年度(1年)限りです。
在学中は毎年度、(イ)の申請手続きが必要です。
- (ハ) 「償還猶予申請書」の提出が遅れたり、提出されなかったりした場合は、償還金の請求が開始されます。未提出により償還期日の到来した割賦金については、さかのぼって猶予の対象とはなりませんので必ず期限内に提出してください。

ハ 償還開始日

学校を卒業・退学した場合は、その6月経過後から償還が開始されます。

(3月に卒業した場合、月賦・併用賦償還者は10月から、半年賦・年賦償還者は12月からの償還開始。)

- ※ 大学の通信教育学部又は放送大学で在学猶予の対象となるのは、全科履修生の場合のみです。
- ※ 大学等の聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生等又は専修学校の一般課程・各種学校は、在学猶予の対象となりません。次の一般猶予を参照してください。

(2) 一般猶予

イ 事由

一般猶予に該当するのは次の(イ)～(チ)の場合です。

- (イ) 生活保護法の規定による保護を受けているとき。
- (ロ) 災害又は傷病により償還が困難となったとき。
- (ハ) 平成24年4月1日以降に卒業又は退学し償還が開始される者のうち、給与所得者においては年間収入額200万円（給与所得者以外においては年間収入額から必要経費を除いた額が122万円）以下のとき。ただし、配偶者がいる場合は、配偶者との年間収入額の合計額が300万円（給与所得者以外においては年間収入額から必要経費を除いた額が192万円）以下のとき。
- (ニ) 外国で学校に在学し、又は研究に従事しているとき。
- (ホ) 専修学校の一般課程、各種学校又は放送大学の選科若しくは科目履修生、聴講生・研究生であるとき。
- (ヘ) 進学準備（大学、大学院等への入学又は進学準備）のため未就労であるとき。
- (ト) 経済的事情（失業、経済的に償還が困難、資格取得のため未就労、結婚による無収入、産前産後休暇・育児休業、新卒・在学期間終了後無職・未収入・低収入、青年海外協力隊派遣・海外農業研修等）により償還が困難となったとき。
- (チ) その他やむをえない事由により償還が困難となったとき。

ロ 申請及び猶予期間

- (イ) 前項「イ 事由」により約束どおりの償還が困難になったときは、すみやかに「還猶予申請書」(14頁)に「事由を証する書類」を添付して提出してください。
- (ロ) 一般猶予が認められるのは、原則として、申請書を提出した月の翌月（月の初日に提出したときはその月から）です。
- (ハ) 1回の申請で認められる猶予期間は1年を限度とします。
前項「イ 事由」において、「(イ)～(ハ)」の事由は申請によりその状態が引き続いている期間猶予が認められますが、「(ニ)～(チ)」の事由は通算して5年を限度とします。
- (ニ) 「償還猶予申請書」の提出が遅れたり、未提出の場合は、償還金の請求が開始されます。未提出により償還期日の到来した割賦金については、さかのぼって猶予の対象とはなりませんので必ず期限内に提出してください。

ハ 償還開始日

一般猶予は、償還猶予期間が終了した翌月分から償還が開始されます。承認された猶予期間後も、事由が継続し償還猶予を必要とするときは、猶予期間終了の1か月前までに前項「ロ 申請及び猶予期間－(イ)」の手続きを行うことが必要です。

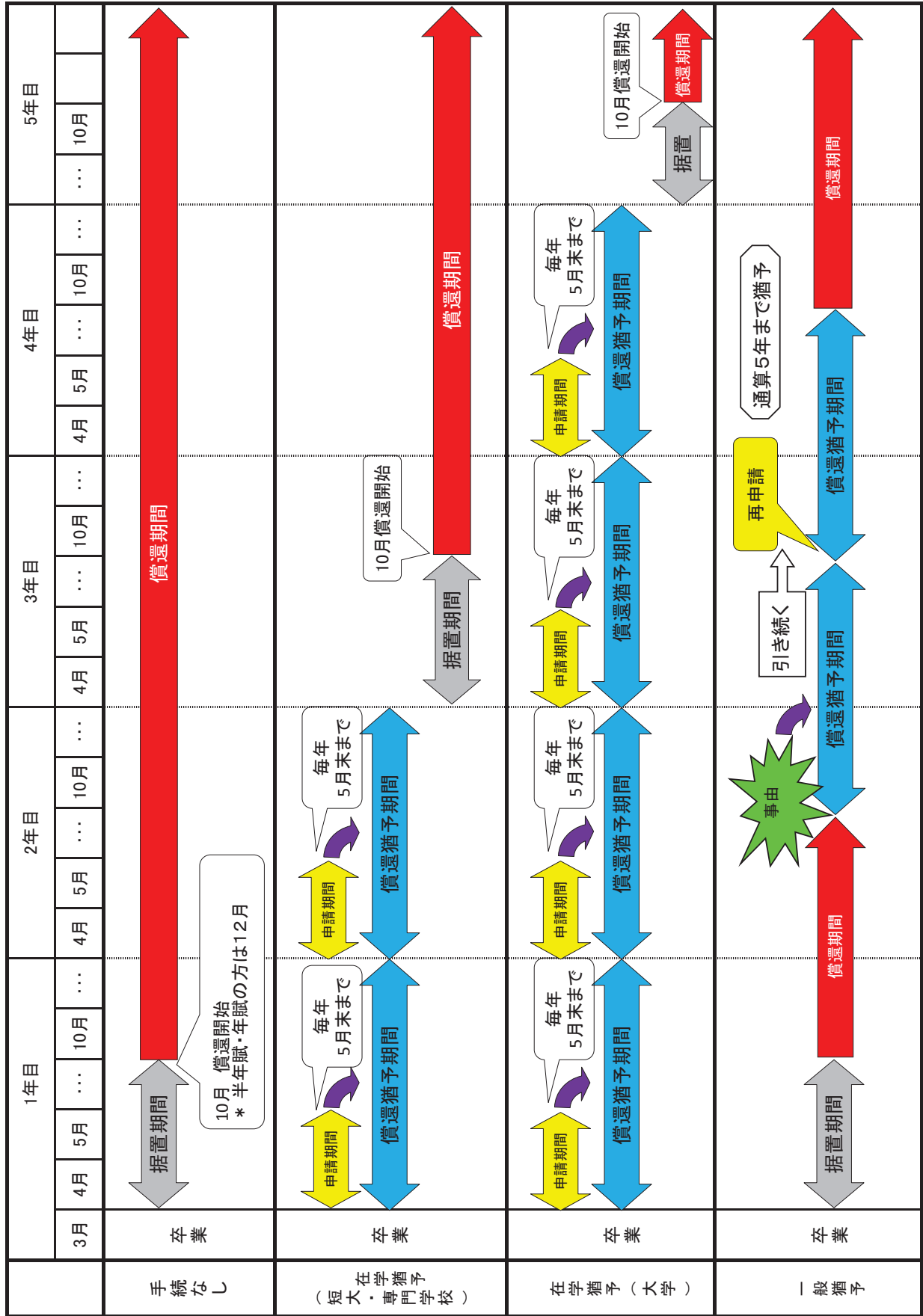
決定された償還猶予については表紙裏面の「償還猶予のおぼえ」に記入し、常に自分の状況を把握してください。

【償還猶予申請事由及び添付証明書等一覧】

	申請の事由	事由を証する書類（申請書に添付）	証明書等発行者	猶予期間	申請限度
在学猶予	在学中 （8頁の償還猶予対象学校・課程等に在学していること）	① 在学証明書 （4月以降発行であること） （学生証の写しは不可）	在学学校長	1年度内	その事由が継続している期間
一	生活保護を受けている	① 生活保護受給証明書等	民生委員 福祉事務所長	1年以内	その事由が継続している期間
	災害による償還困難	① り災証明書等	警察・消防等 官公署の証明		
	傷病による償還困難	① 診断書等	医師		
	年収200万円以下 * 給与所得者以外は、年収から必要経費を除いた額が122万円以下。 配偶者がいる場合は、配偶者との年収合計が300万円以下 * 給与所得者以外は、年収から必要経費を除いた額が配偶者との合計で192万円以下。	① 市町村発行の所得証明書 （申請する年に就職した者は、雇用主が発行する収入見込証明書（様式は任意）） * 高等学校・大学等を卒業（中退）後無職・無収入・低収入の場合は、 ① 申立書 ② 本人の健康保険証の写し （本人が被扶養者であること）	市区町村長 雇用主		
	【平成24年4月1日以降に卒業又は退学した償還者から対象】				
一般	外国の学校に在学又は研究に従事	① 在学証明書等 （日本語訳を添付してください。）	在学学校長等		
猶予	専修学校の一般課程、各種学校、放送大学の選科・科目履修生、聴講生・研究生	① 在学証明書等 （学生証の写しは不可）	在学学校長		
予	進学準備のため未就労（入学（受験）準備中）	① 予備校の在学証明書 * 自宅学習者は、 ① 大学等への進学準備のため自宅学習中であることを記した申立書 ② 本人の健康保険証の写し （本人が被扶養者であること）	予備校校長 保護者等		
	資格修得のため未就労	① 申立書 ② 本人の健康保険証の写し （本人が被扶養者であること）			
	育児休業（又は産休）等で無休・減給	① 申立書 ② 休業期間、休業中の給与、休業事由が確認できる書類の写し	雇用主 保健所		
経済的 困難 窮	経済的に償還が困難	① 申立書 ② 最近3か月分の給与支給明細書の写し 又は、前年分の所得（非課税）証明書 又は、本人の健康保険証の写し （本人が被扶養者であること） * 高等学校・大学等を卒業（中退）後無職・無収入・低収入の場合は、 ① 申立書 ② 本人の健康保険証の写し （本人が被扶養者であること）	雇用主 市区町村長	1年以内	通算5年
	失業中 * 申請は離職月とその翌月から6か月間	① 雇用保険受給資格証明書等の写し 又は、離職証明等	職業安定所長 雇用主		
	結婚による無収入	① 申立書 ② 本人の健康保険証の写し （本人が被扶養者であること） 又は、市町村発行の非課税証明書	市区町村長		
	青年海外協力隊派遣・海外農業研修等	① 申立書 ② 派遣・研修の証明書 ③ 「経済的に償還が困難」の②の証明書（所得証明等）	派遣団体 雇用主 市区町村長		
	その他やむを得ない事由により償還が困難	高校教育課奨学金担当にご相談ください。			

注：「申立書」は、奨学金の償還が困難な理由（状況）を、任意の用紙に記入してください。
年月日、奨学生番号を記入し、奨学生氏名は自署又は記名押印すること。

償還猶予のイメージ図



予備校・自宅学習期間は「一般猶予」申請が必要

2 償還免除

死亡又は重度の心身障害（下欄「別表」参照）により償還できなくなったときは、償還を免除することがあります。

償還の免除を受けるためには「償還免除申請書」等の提出が必要です。高校教育課に電話等で用紙を請求してください。

※「奨学生死亡届」を提出しただけでは、償還免除とはなりません。

なお、償還免除には償還未済額を全額免除する場合と一部だけ免除する場合があります。

- (1) 死亡による免除のときの提出書類
 - イ 償還免除申請書
 - ロ 本人死亡の事実を記載した戸籍抄本又は個人事項証明書等の公的な書類
 - ハ その他
- (2) 心身障害による免除のときの提出書類
 - イ 償還免除申請書
 - ロ 医師又は歯科医師の診断書（本県所定の用紙を使用します。）
 - ハ 償還することが出来なくなった事情を証する書類（家庭状況等）
 - ニ その他

別表

心身障害 の程度	番号	心身障害の状態
第一級	1	常時心神喪失の状況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	一眼の視力を失い、他眼の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	両手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
第二級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他の理由により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく又は言語の機能に著しく障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の5つの指又は親指及び人差指を含み4つの指を失ったもの
	10	両足の指を全部失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考		
1 各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。		
2 視力を測定する場合には、屈折異常のものについてはきょう正視力により、視表は、万国式試視力表による。		

IV その他の諸届等

あなたや、保証人に異動が生じた場合は速やかに届出等を行ってください。

※ 未提出の場合、宮城県からのすべての通知やお知らせが届かず違約金が課される原因になるなど、大変な不利益が生じます。

1 住所・氏名等の変更

あなたや、保証人の住所・氏名（改姓）・本籍地に変更が生じたときは、「奨学生異動届」（15頁）に必要事項を記入し、住民票等（住民票については本籍記載のあるもの）の変更を証する書類を添付して提出してください。

なお、住民票の異動を伴わない転居の変更があった場合は、巻末綴込みハガキで提出してください。

2 保証人の変更

保証人を別の方に変更するときは、「保証人変更願」（16頁）にその方の「住民票（本籍記載のあるもの）」、「収入を証する書類」を添付して提出してください。

なお、新たな保証人の選任にあたっては、次のことに注意してください。

※ 保証人は、保護者又はこれに準ずる方で、独立の生計を営み、奨学資金の償還の責めを負うことができる資力を有する方です。

※ 「収入を証する書類」とは、市町村発行の所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなどです。

※ 審査により保証人の変更が認められない場合があります。また、未成年者の方は、独立生計者であっても保証人にはなれません。

3 死亡届

あなたが死亡したときは、相続人や保証人は「奨学生死亡届」を提出しなければなりません。用紙等については、高校教育課奨学金担当あて連絡願います。

4 償還方法等の変更

償還方法や振替口座を変更（振替口座の名義人変更を含む。）したいときは、遅くとも2か月前までに高校教育課奨学金担当あて連絡し、用紙を請求してください。

(1) 償還方法の変更

「償還方法変更承認申請書」（17頁）により、現在の償還方法の変更（月賦から半年賦へなど）や償還期間を短縮することができます。

(2) 振替口座の変更

振替口座を変更するには、「預金口座振替依頼書」を再度提出することになります。

なお、旧預金口座の解約は依頼書提出後2か月以上経過してから行ってください。

(3) 振替口座の名義人変更

振替口座の名義人を変更するには、「預金口座振替依頼書」と「償還口座変更申出書」を提出することになります。

なお、旧預金口座の解約は依頼書提出後2か月以上経過してから行ってください。

償 還 猶 予 申 請 書			
宮城県教育委員会 殿		年 月 日	奨学生番号
本 人	奨学生であったとき 在学していた学校名	卒業(退学) 年月	年 月 日 (卒業・退学)
	フリガナ	(〒)	電話番号() -
保 証 人	氏名	住所	(〒) 電話番号() -
	フリガナ	住所	(〒) 電話番号() -
高等学校等育英奨学資金貸付条例第12条第()項の規定により、奨学資金の償還を猶予されたいので申請します。			
借 用 金 額	円		
猶 予 申 請 期 間	年 月 から 年 月 まで (最長1年間とする。ただし、「1 在学中」の場合は、当該年度限りとする。)		
申 請 理 由	理由コード番号	その他の場合の 具体的理由	
理由コード	1 在学中 2 災害 3 傷病 4 経済的困窮 5 資格修得のため未就労 6 進学準備のため未就労 7 その他		
理 由 発 生 年 月 日	年 月 日 (「1 在学中」の場合は、当該年度の4月1日とする。)		
同 一 理 由 に よ る 過 去 の 猶 予 期 間	年 月 から 年 月 まで		
添 付 書 類			
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。			
親 権 者 等	氏名	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)	

※コピーして使用してください。
 (提出先 宮城県教育庁高校教育課)

様式第15号の3(第22条関係)

(住所・氏名変更)

奨学生異動届				
宮城県教育委員会 殿				年 月 日
次のとおり異動が生じたので、届け出ます。				奨学生番号
本人	奨学生であったとき 在学していた学校名			卒業(退学) 年月
	フリガナ			年 月 (卒業・退学)
人	氏名	住所	(〒) 電話番号() -	
	氏名			
保証人	氏名			
変更が生じたもの		本人・保証人 (該当するものに○印)		
変更が生じた年月日		年 月 日		
変更後	<input type="checkbox"/>	フリガナ	(〒)	
	<input type="checkbox"/>	住所		
	<input type="checkbox"/>	電話番号		
	<input type="checkbox"/>	フリガナ		
<input type="checkbox"/>	氏名			
<input type="checkbox"/>	本籍地			
※ 変更のあった項目のみ記入すること。				
変更前	住所			
	氏名			
	本籍地			
添付書類				
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。				
親権者等	氏名			本人との続柄
	住所	(〒)		本人の()

※コピーして使用してください。
 (提出先 宮城県教育庁高校教育課)

様式第2号(第10条関係)

保 証 人 変 更 願

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

次のとおり、保証人の変更を承認してください。

		奨学生番号		
本 人	フリガナ			
	氏名			
		住所	(〒) 電話番号() -	
		生年月日	年 月 日	
新 証 人	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	本人との続柄	本人の()
	本籍		職業	年収(税込み) 円
保証人の変更が承認された場合には、貸付けを受けた高等学校等育英奨学資金について、本人と連帯して奨学資金の償還の債務を負担します。				
旧	氏名	住所	(〒)	
変更の理由				
変更年月日		年 月 日		
添付書類		<input type="checkbox"/> 新たな保証人の住民票の写し 1通 <input type="checkbox"/> 新たな保証人の収入を証する書類 1通		
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。				
親 権 者 等	氏名	本人との続柄		
	住所	(〒)		

※コピーして使用してください。
 (提出先 宮城県教育庁高校教育課)

様式第13号(第20条関係)

<h2 style="margin: 0;">償還方法変更承認申請書</h2>		年 月 日
宮城県教育委員会 殿		奨学生番号

本人	奨学生であったとき 在学していた学校名	卒業(退学) 年月	年 月 日 (卒業・退学)
	フリガナ 氏名	住所	(〒) 電話番号() -
保証人	フリガナ 氏名	住所	(〒) 電話番号() -

次のとおり、高等学校等育英奨学資金の償還方法を変更したいので、承認してください。
 万一、奨学資金の償還を怠った場合には、償還期限にかかわらず、償還未済額の全額に対する一括償還の請求を受けても異議を申し立てません。

償還金額	円					
償還済額	円					
償還未済額	円					
償還方法	償還期日	償還年数	回数	割賦金	最終割賦金	償還合計
新	イ	年賦償還	毎年 月 の 日	年	回	円
	ロ	半年賦償還	毎年 月 と 月 の 日			円
	ハ	月賦償還	毎月 日			円
	ニ	併用償還	月賦分 毎月 日 半年賦分 毎年 月 と 月 の 日			円
旧	(斜線表示)					
償還方法を変更する理由						

※「新」の欄には希望する償還方法(イ～ニ)に○印を付し、「旧」の欄には現在の償還方法を記入すること。

本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。

親権者等	氏名	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)	

《 記入例（在学猶予） 》

様式第14号(第21条関係)

償 還 猶 予 申 請 書											
宮城県教育委員会 殿			令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日								
			奨学生番号								
			31900203456								
本 人	奨学生であったとき 在学していた学校名	宮城県〇〇〇〇高等学校									
	卒業(退学) 年月	令和〇〇年3月 (卒業) 退学)									
保 証 人	フリガナ	ミヤギ タロウ	(〒980-8423) 電話番号(022)211-3716								
	氏名	宮城 太郎	住所 仙台市青葉区本町3-8-1								
保 証 人	フリガナ	ミヤギ イチロウ	(〒980-8423) 電話番号(022)211-3716								
	氏名	宮城 一郎	住所 仙台市青葉区本町3-8-1								
高等学校等育英奨学資金貸付条例第12条第()項の規定により、奨学資金の償還を猶予されたいので申請します。											
借 用 金 額	648,000 円										
猶 予 申 請 期 間	令和 〇〇 年 4 月から 令和 〇〇 年 3 月まで (最長1年間とする。ただし、「1 在学中」の場合は、当該年度限りとする。)										
申 請 理 由	理由コード番号	1	その他の場合の 具体的理由								
理由コード	<table style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <td>1 在学中</td> <td>2 災害</td> <td>3 傷病</td> <td>4 経済的困窮</td> </tr> <tr> <td>5 資格修得のため未就労</td> <td>6 進学準備のため未就労</td> <td>7 その他</td> <td></td> </tr> </table>			1 在学中	2 災害	3 傷病	4 経済的困窮	5 資格修得のため未就労	6 進学準備のため未就労	7 その他	
1 在学中	2 災害	3 傷病	4 経済的困窮								
5 資格修得のため未就労	6 進学準備のため未就労	7 その他									
理 由 発 生 年 月 日	令和 〇〇 年 4 月 1 日 (「1 在学中」の場合は、当該年度の4月1日とする。)										
同 一 理 由 に よ る 過 去 の 猶 予 期 間	令和 〇〇 年 4 月から 令和 〇〇 年 3 月まで										
添 付 書 類	在学証明書										
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。											
親 権 者 等	氏名	宮城 一郎	本人との続柄								
	住所	(〒980-8423) 仙台市青葉区本町3-8-1									

高等学校等在学中に借用した総額です。
※ 償還残額ではありません。
この例は、公立高校自宅通学者(月額18,000円)が3年間(36月)奨学資金を借用した場合の額です。

在学している当該年度の期間です。
※ 大学1年から大学4年までの4年間の期間ではありません。

在学猶予なので、下の理由コードの「1」を記入。

入学、進級などで年度が変わった初日。

在学猶予を受けていた過去の全期間です。

当該年度(4月1日以降)発行の在学証明書を添付のこと。

《 記入例（一般猶予） 》

様式第14号(第21条関係)

償 還 猶 予 申 請 書			
宮城県教育委員会 殿			令和〇〇年〇〇月〇〇日
			奨学生番号 31900203456
本 人	奨学生であったとき 在学していた学校名	宮城県〇〇〇〇高等学校	卒業(退学) 年月
			令和〇〇年3月 (卒業 退学)
保 証 人	フリガナ	ミヤギ タロウ	(〒980-8423) 電話番号(022)211-3716
	氏名	宮城 太郎	住 所 仙台市青葉区本町3-8-1
保 証 人	フリガナ	ミヤギ イチロウ	(〒980-8423) 電話番号(022)211-3716
	氏名	宮城 一郎	住 所 仙台市青葉区本町3-8-1
高等学校等育英奨学資金貸付条例第12条第()項の規定により、奨学資金の償還を猶予されたいので申請します。			
借 用 金 額		648,000	円
猶 予 申 請 期 間		令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで (最長1年間とする。ただし、「1 在学中」の場合は、当該年度限りとする。)	
申 請 理 由		理由コード番号	4
理由コード		1 在学中 2 災害 3 傷病 4 経済的困窮 5 資格修得のため未就労 6 進学準備のため未就労 7 その他	
理由発生年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日 (「1 在学中」の場合は、当該年度の4月1日とする。)	
同一理由による過去の猶予期間		令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで	
添 付 書 類		申立書、非課税証明書、健康保険証の写し	
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。			
親 権 者 等	氏名	宮城 一郎	本人との続柄
	住所	(〒980-8423) 仙台市青葉区本町3-8-1	

高等学校等在学中に借用した総額です。

※ 償還残額ではありません。
この例は、公立高校自宅通学者(月額18,000円)が3年間(36月)奨学資金を借用した場合の額です。

一般猶予を受けようとする1年(12ヶ月)以内の期間。

下の理由コード2~7の該当するコードを記入。

猶予申請をする原因となった年月日を記入

一般猶予を受けていた過去の全期間を記入。

一般猶予申請の事由を証する書類

※申請事由により添付する書類が異なります。詳しくは高等学校等卒業(又は退学)時に配布した「償還の手引」の「償還猶予申請事由及び添付証明書等一覧」をご覧ください。

償還猶予申請用《申立書記入例》

申立書の様式は定めていません。参考例示ですので、それぞれの償還（返還）が困難な理由を具体的に記入してください。

申 立 書

宮城県教育委員会 殿

令和〇年〇月〇日

奨学生住所：仙台市青葉区希望ヶ丘3-8-1

奨学生氏名：山川 太郎 ※自署又は記名押印

奨学生番号：32000200300

例1：高等学校・大学等を卒業・退学等後無職・無収入・低収入の場合

『私は卒業後〇〇でアルバイトをしておりますが、毎月の収入は〇万円程度で、年収は〇〇円と少なく、生活もままならない状況です。主として父親の収入により生活をしており、健康保険も父親の被扶養者となっております』

『新たな仕事を探していますが、なかなか見つからないため、現状では奨学金の返済が難しいので、償還の猶予をお願いします。』

例2：自宅学習で進学準備中の場合

『私は現在大学受験準備のため自宅学習中であり収入がありませんので、奨学金の返還が困難です。償還の猶予をお願いします。』

※添付書類：申立書・健康保険証の写し（本人が被扶養者であること）

例3：収入が少なく償還が困難な場合

『私は昨年勤務先を退職し、その後就職先を探していましたが、まだ職が決まらずアルバイトをしています。収入は月に13万円前後で、賞与はありません。家賃、食費、光熱水費等がかかり、奨学金の返還が困難ですので、償還の猶予をお願いします。最近の収入状況は同封した3ヶ月分の給与明細の通りです。』

※添付書類：申立書・最近3ヶ月分の給与明細書の写し

※コピーして使用してください。
(提出先 宮城県教育庁高校教育課)

様式第15号の3(第22条関係)

(住所・氏名変更)

奨学生異動届			
宮城県教育委員会 殿			令和〇〇年〇〇月〇〇日
次のとおり異動が生じたので、届け出ます。			奨学生番号 31900203456
本人	奨学生であったとき 在学していた学校名	宮城県〇〇〇〇高等学校	
	卒業(退学) 年月	令和〇〇年3月 (卒業・退学)	
	フリガナ	センダイ ハナコ	(〒981-3205) 電話番号(022)211-3716
住所	氏名	仙台 花子	〒981-3205 電話番号(022)211-3716 仙台市泉区紫山〇-〇-〇
	保証人 氏名	宮城 一郎	
変更が生じたもの		本人・保証人 (該当するものに〇印)	
変更が生じた年月日		令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
変更後	フリガナ	センダイシイズミクムラサキヤマ 〇-〇-〇 (〒981-3205)	
	住所	仙台市泉区紫山〇-〇-〇	
	電話番号		
	フリガナ	センダイ ハナコ	
	氏名	仙台 花子	
	本籍地	宮城県仙台市泉区紫山〇丁目〇番	
※ 変更のあった項目のみ記入すること。			
変更前	住所	仙台市青葉区本町3-8-1	
	氏名	宮城 花子	
	本籍地	宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番	
添付書類		住民票	
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。			
親権者等	氏名		
	住所	(〒)	
	本人との続柄	本人の()	

変更のあった項目のみ「変更前」と「変更後」を記入してください。

※結婚により姓、住所、本籍地に変更があった場合の記入例です。改姓により償還用口座の名義を変更した場合は、「口座名義変更手続き」が必要です。高校教育課奨学金担当までご連絡願います。

本籍地が記載されている住民票を添付してください。

保証人変更願

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

宮城県教育委員会 殿

次のとおり、保証人の変更を承認してください。

		奨学生番号	
		31900203456	
本 人	学校名	宮城県 立 〇〇〇〇	
		高等学校 <input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input checked="" type="checkbox"/> 分校 定時制 専攻科 通信制 学校 (単位制)	科 年 組 令和〇〇年3月 <input checked="" type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 退学
人	フリガナ	ミヤギ タロウ	
	氏名	宮城 太郎	
	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
		住所	(〒980-8423) 電話番号(022)211-3716 仙台市青葉区本町3-8-1
新 証 人	フリガナ	ミヤギ ハルコ	
	氏名	宮城 春子	
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
	本籍	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番	
		住所	(〒980-8423) 電話番号(022)211-3716 仙台市青葉区本町3-8-1
		本人との続柄	本人の(母)
	職業	会社員	年収(税込み) 〇〇〇万円
保証人の変更が承認された場合には、貸付けを受けた高等学校等育英奨学資金について、奨学資金の償還の債務を負担します。			
旧	氏名	宮城 一郎	
		住所	(〒980-8423) 仙台市青葉区本町3-8-1
変更の理由		保証人である父親の収入がなくなったため	
変更年月日		令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
添付書類		<input checked="" type="checkbox"/> 新たな保証人の住民票の写し 1通 <input checked="" type="checkbox"/> 新たな保証人の収入を証する書類 1通	
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。			
親 権 者 等	氏名	本人との続柄	
	住所	本人の ()	

本籍地が記載されている住民票を添付してください。

様式第13号(第20条関係)

償還方法変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県教育委員会 殿

奨学生番号

31900203456

本人	奨学生であったとき 在学していた学校名	宮城県〇〇〇〇高等学校	卒業(退学) 年月	令和〇〇年3月 卒業 ・退学)
	フリガナ	ミヤギ タロウ	(〒980-8423)	電話番号(022)211-3716
氏名	宮城 太郎		住所 仙台市青葉区本町3-8-1	
	フリガナ	ミヤギ イチロウ	(〒980-8423)	電話番号(022)211-3716
保証人	氏名	宮城 一郎		住所 仙台市青葉区本町3-8-1

次のとおり、高等学校等育英奨学資金の償還方法を変更したいので、承認してください。
万一、奨学資金の償還を怠った場合には、償還期限にかかわらず、償還未済額の全額に対する一括償還の請求を受けても異議を申し立てません。

償還金額	1,080,000	円	
償還済額	450,000	円	
償還未済額	630,000	円	
償還方法			
		償還期日	償還年数
		回数	割賦金
		最終割賦金	償還合計
イ	年賦償還	毎年 月 の 日	年 回 円
ロ	半年賦償還	毎年 月 と 月 の 日	年 回 円
ハ	月賦償還	毎月 日	年 回 円
ニ	併用償還	月賦分 毎月 日 半年賦分 毎年 月 と 月 の 日	年 回 円
旧	年賦		
償還方法を 変更する理由		年1回の償還額が高額であるため	

※「新」の欄には希望する償還方法(イ～ニ)に○印を付し、「旧」の欄には現在の償還方法を記入すること。

本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。

親権者等	氏名		本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

※「償還金額」は高等学校等在学中に借用した奨学資金の総額です。この申請書を提出する時点の償還残額ではありません。

※「償還済額」と「償還未済額」はこの申請書を作成する時点の額ですが、不明な場合は記入を省略してかまいません。

※この例は、現在の「年賦」償還を「月賦」に変更する場合です。

「旧」欄に現在の償還方法を記入し、「新」欄は変更しようとする償還方法の記号を○で囲んでください。

※「償還期日」から右の「償還合計」欄は不明な場合、記入を省略してかまいません。

高等学校等育英奨学資金貸付条例(平成十六年宮城県条例第四号)

(目的)

第一条 この条例は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する優れた生徒であつて経済的理由によって修学に困難があるものに対し奨学資金を貸し付けることにより修学を支援し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(貸付対象者)

第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、奨学資金を貸し付けることができる。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

- 一 高等学校等に在学する者
- 二 親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が県内に住所を有する者
- 三 学力及び資質が優れていると認められる者
- 四 経済的理由により修学に困難がある者

(貸付金額等)

第三条 奨学資金の貸付金額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ知事が別に定める金額とする。

- 一 国立の高等学校等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により設置される高等学校等を含む。以下同じ。）又は公立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの
 - 二 国立の高等学校等又は公立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの以外の者
 - 三 私立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの
 - 四 私立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの以外の者
- 2 奨学資金は、無利子とする。

(貸付期間)

第四条 奨学資金の貸付期間は、第七条の規定による貸付けの決定通知において定められた月からその者の在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までとする。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

(貸付けの申請)

第五条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

(保証人)

第六条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、保証人一人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの決定)

第七条 知事は、第五条の申請書を受理したときは、速やかに奨学資金の貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付けの休止)

第八条 知事は、奨学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる期間は、奨学資金の貸付けを休止するものとする。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

- 一 休学したとき 休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から復学した日の属する月の前月までの期間

- 二 停学の処分を受けたとき 停学の期間の初日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から停学の期間の末日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日が属する月）までの期間
- 三 長期にわたって学習を中断したと認められるとき 学習を中断したと認められる日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から学習を中断したと認められる事実がなくなった日の属する月の前月までの期間
- 四 高等学校等において同一の学年を重ねて履修するとき 当該履修期間
- 五 その他奨学資金の貸付けを受けることが適当でないと認められるとき 必要と認められる期間（貸付けの停止）

第九条 知事は、奨学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを停止するものとする。

- 一 第二条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- 二 奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 三 偽りその他不正の手段により奨学資金の貸付けを受けたと認められるとき。
- 四 奨学資金を学資以外の用途に使用したと認められるとき。
- 五 その他奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（償還の免除）

第十条 知事は、奨学資金の貸付けを受けた者が死亡、心身障害その他やむを得ない事由により奨学資金を償還することができなくなったと認めたときは、奨学資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

（償還）

第十一条 奨学資金の貸付けを受けた者は、高等学校等を卒業したとき、又は第九条の規定により奨学資金の貸付けを停止されたときは、知事が別に定めるところにより奨学資金を償還しなければならない。

（償還の猶予）

第十二条 知事は、奨学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の償還を猶予することができる。

- 一 高等学校、高等専門学校、大学、大学院若しくは専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学するとき、又は外国で学校に在学し、若しくは研究に従事するとき。
- 二 災害、傷病その他やむを得ない事由によって償還が困難となったとき。

（違約金）

第十三条 知事は、奨学資金の貸付けを受けた者が償還期日までに奨学資金を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、延滞金額について年十・九五パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

（委任）

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行し、平成十七年四月一日以後に貸し付ける奨学資金について適用する。

附 則 （平成一八年一二月一九日条例第八一号抄）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二七日条例第八八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の高等学校等育英奨学資金貸付条例第六条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る奨学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則（宮城県教育委員会規則第五号）

（趣旨）

第一条 この規則は、高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成十六年宮城県条例第四号。以下「条例」という。）及び教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付対象者に係る保護者の特例）

第二条 次に掲げる場合においては、条例第二条第二号の規定は適用しないものとする。

一 奨学資金の貸付けを受けている者（以下「奨学生」という。）の親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が県内に住所を有しなくなった場合で、当該保護者が県内に住所を有しなくなった日の属する年度内に、当該奨学生が、その在学する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を卒業又は修了する見込みであるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特別の事情がある場合で、教育委員会が必要と認めるとき。

2 奨学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）又は奨学生の保護者が国外にあるときは、当該申請者又は奨学生を現に監護する者は、条例第二条第二号の保護者とみなす。

（成年者の特例）

第三条 申請者又は奨学生が成年者である場合（次項に掲げる場合を除く。）は、条例第二条第二号の「親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が県内に住所を有する者」とあるのは、「県内に住所を有する者」として同号の規定を適用するものとする。

2 奨学生が貸付期間の中途において成年者となった場合は、条例第二条第二号中「親権者又は未成年後見人」とあるのは、「親権者又は未成年後見人であった者」として同号の規定を適用するものとする。

（貸付対象者に係る学力基準等）

第四条 条例第二条第三号の学力及び資質が優れていると認められる者とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 学習の成績が教育委員会が別に定める基準に適合する者

二 学習活動その他生活の全般を通じて態度及び行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

2 前項の規定は、高等学校等に在学する者で、その者の属する世帯の生計を主として維持する者等の失職等又は火災、風水害等の事由（以下「家計急変の事由」という。）により家計状況が悪化したものに対する奨学資金の貸付け（以下「家計急変による貸付け」という。）には、適用しない。

（貸付対象者に係る経済的基準）

第五条 条例第二条第四号の経済的理由により修学に困難がある者とは、教育委員会が別に定める基準に適合する者とする。

（現況の報告）

第六条 教育委員会は、奨学生が条例第二条各号に該当していることを確認するため、奨学生又は奨学生が在学する高等学校等の長に対し、必要な報告を求めることができる。

（貸付金額）

第七条 奨学資金の貸付金額は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	貸付金額(月額)	
国立の高等学校等(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二十三条の規定により設置される高等学校等を含む。)又は公立の高等学校等に在学する者	自 宅 通 学 者	一八,〇〇〇円
	自 宅 外 通 学 者	二三,〇〇〇円
私立の高等学校等に在学する者	自 宅 通 学 者	三〇,〇〇〇円
	自 宅 外 通 学 者	三五,〇〇〇円

備考

一 「自宅通学者」とは、保護者と同居する者又はこれに準ずる者をいう。

二 「自宅外通学者」とは、前号の自宅通学者以外の者をいう。

- 2 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により被災した者への奨学資金(以下「被災生徒奨学資金」という。)の貸付金額は、条例第三条の区分に応じ、それぞれ月額二万円とする。

(貸付けの制限)

第七条の二 前条第一項の奨学資金の貸付け又は東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する都道府県による給付金等(一時的な支援のための給付金は除く。)の給付を受ける者は、被災生徒奨学資金の貸付けを受けることができない。

(貸付期間の特例)

第八条 家計急変による貸付けの期間は、貸付けの決定通知において定められた月(以下「貸付開始月」という。)から当該月が属する年度の三月までの期間とする。ただし、当該期間が満了する月の末日において家計急変の事由が発生した日から一年を超えないときにあつては、奨学生の申請により、当該年度の翌年度の三月までの期間とすることができる。

- 2 条例第八条第四号の規定により奨学資金の貸付けが休止されたときの奨学資金の貸付期間は、貸付開始月からその者の在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までの期間に貸付けが休止された期間に相当する月数を加えた期間とする。

- 3 前二項に規定する場合のほか、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、その必要と認める期間を貸付期間とすることができる。

(貸付けの申請)

第九条 申請者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める書類を、教育委員会にその定める期日までに提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合においては、随時提出することができる。

- 一 中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。以下同じ。)に在学し、翌年度に高等学校等への進学を希望する者が、高等学校等に在学することとなったときに奨学資金の貸付けを受けようとするとき。

イ 奨学資金貸付申請書(様式第一号の一)

ロ 世帯全員の住民票の写し

ハ 学習の成績等を証する書類

ニ 世帯全員の収入を証する書類

ホ その他教育委員会が必要と認める書類

二 高等学校等に在学する者が、奨学資金の貸付け（家計急変による貸付けを除く。）を受けようとするとき。

イ 奨学資金貸付申請書（様式第一号の二）

ロ 世帯全員の住民票の写し

ハ 学習の成績等を証する書類

ニ 世帯全員の収入を証する書類

ホ その他教育委員会が必要と認める書類

三 家計急変による貸付けを受けようとするとき。

イ 奨学資金貸付申請書（様式第一号の二）

ロ 世帯全員の住民票の写し

ハ 世帯全員の収入を証する書類

ニ 家計急変の事由が発生したことを証する書類

ホ その他教育委員会が必要と認める書類

（保証人）

第十条 条例第六条の奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人は、申請者の保護者又はこれに準ずる者で、独立の生計を営み、奨学資金の償還の責めを負うことができる資力を有するものでなければならない。

2 奨学生又は奨学生であった者は、奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人を変更しようとするときは、保証人変更願（様式第二号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸付けの決定通知等）

第十一条 教育委員会は、第九条に規定する申請書（第九条第一号に係るものを除く。）を受理した場合において、奨学資金を貸し付ける旨の決定をしたときはその旨を貸付決定通知書（様式第三号）により、奨学資金を貸し付けない旨の決定をしたときはその旨を貸付不承認決定通知書（様式第四号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により奨学資金を貸し付ける旨の決定の通知を受けた者は、誓約書（様式第五号の一）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

（貸付けの予定の決定等）

第十二条 教育委員会は、第九条第一号に係る申請書を受理した場合において、奨学資金の貸付けを予定する旨の決定をしたときはその旨を貸付内定通知書（様式第六号）により、奨学資金を貸し付けない旨の決定をしたときはその旨を貸付不承認決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により奨学資金の貸付けを予定する旨の決定の通知を受けた者は、高等学校等に在学することとなったときは、進学届兼誓約書（様式第五号の二）に高等学校等に在学することを証する書類を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の進学届兼誓約書の提出を受けたときは、奨学資金を貸し付ける旨の決定をし、その旨を貸付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（奨学資金の交付）

第十三条 奨学資金は、毎月一月分を奨学生に交付する。ただし、特別の事情があるときは、二月分以上を併せて交付することができるものとする。

（貸付けの休止の通知）

第十四条 教育委員会は、条例第八条の規定により奨学資金の貸付けを休止したときは、貸付休止通知書（様式第七号）により奨学生に通知するものとする。

(貸付けの休止の特例)

第十五条 奨学生が高等学校等において同一の学年を重ねて履修することとなった場合において、条例第八条第四号の規定により奨学資金の貸付けを休止することにより、奨学生の修学に著しい支障が生じると認められるときは、当該奨学生の申請により、奨学資金の貸付けを休止しないことができる。

2 前項の申請は、貸付継続申請書（様式第八号）によるものとする。

(貸付けの停止の通知)

第十六条 教育委員会は、条例第九条の規定により奨学資金の貸付けを停止したときは、貸付停止通知書（様式第九号）により奨学生に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第十七条 奨学生は、奨学資金の最後の交付を受けた日から三十日以内に借用証書（様式第十号）を教育委員会に提出しなければならない。

(償還免除の申請)

第十八条 条例第十条の規定により奨学資金の償還の免除を受けようとする者は、免除の事由が発生した日から三十日以内に償還免除申請書（様式第十一号）に当該免除の事由が発生したことを証する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(償還の方法)

第十九条 奨学資金を償還しなければならない者は、貸付期間が満了した月（条例第九条の規定により貸付けを停止された場合にあつては当該停止された日の属する月を、条例第十二条の規定により償還を猶予された場合にあつては当該猶予された期間が満了した日の属する月をいう。以下同じ。）の翌月から起算して六月を経過した後、奨学資金の貸付総額を別表第一上欄の貸付総額の区分に対応する同表下欄の割賦金の年額で除した期間（その期間に一年未満の端数があるときはその端数期間は切り捨て、その期間が一年未満であるときはその期間は一年とする。以下「償還期間」という。）内に奨学資金を償還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第十二条第二号の規定により償還を猶予された場合にあつては、償還期間は、当該猶予された期間が満了した日の属する月の翌月から起算するものとする。

3 奨学資金の償還は、年賦、半年賦、月賦又は月賦及び半年賦併用による均等償還の方法によるものとする。ただし、繰り上げて償還することを妨げない。

4 教育委員会は、奨学資金を償還しなければならない者が次の各号のいずれかに該当するときは、前三項の規定にかかわらず、教育委員会が定める期日までに償還未済金額の全部又は一部の償還を命ずることができる。

一 奨学資金の償還を怠ったとき。

二 条例第九条第三号又は第四号の事由に該当したことにより貸付けが停止されたとき。

三 条例第九条第三号又は第四号の事由に該当していたことが、貸付期間が満了した後に明らかとなったとき。

(償還明細書の提出等)

第二十条 奨学資金を償還しなければならない者は、貸付期間が満了した月の末日から三十日以内に償還明細書（様式第十二号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により償還明細書を提出した者が奨学資金の償還の方法を変更しようとするときは、償還方法変更承認申請書（様式第十三号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(償還猶予の申請)

第二十一条 条例第十二条の規定により奨学資金の償還の猶予を受けようとする者は、償還猶予申請書（様式第十四号）に同条第一号又は第二号に該当することを証する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(届出)

第二十二條 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 一 休学、復学、転学、転籍又は退学したとき。
- 二 三十日以上の上の停学の上分を受けたとき。
- 三 三十日以上にわたって学習を中断したとき。
- 四 高等学校等において進級できなかったため同一の学年を重ねて履修するとき。
- 五 奨学資金の貸付けを辞退しようとするとき。
- 六 本人又は保護者の住所又は氏名に変更があったとき。
- 七 奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人の住所又は氏名に変更があったとき。

2 前項の規定による届出は、奨学生異動届（様式第十五号の一から様式第十五号の三まで）によるものとする。

3 奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人は、奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、奨学生死亡届（様式第十六号の一又は様式第十六号の二）により、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、奨学生が死亡したときは、当該奨学生が在学していた高等学校等の長を経由するものとする。

(書類の経由)

第二十三條 この規則の規定により教育委員会に提出する書類は、申請者又は奨学生にあっては在学する中学校又は高等学校等の長を経由して提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(委任)

第二十四條 この規則に定めるもののほか、奨学資金の貸付けに関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行し、平成十七年四月一日以降に貸し付ける奨学資金について適用する。

(奨学資金の償還の猶予の特例)

2 奨学金を償還しなければならない者のうち、東日本大震災による災害救助法適用市町村に住所を有する者については、第二十一条の規定にかかわらず、当該震災又はこれによる災害により被害を受けたことにより奨学金の償還が困難になった者と認め、奨学資金の償還を平成二十三年三月から平成二十四年三月の間猶予する。

附 則 （平成一七年五月一〇日教育委員会規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十条第二項の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附 則 （平成一八年三月三日教育委員会規則第一号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年一二月二六日教育委員会規則第一八号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年五月二七日教育委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

附 則 （平成二三年六月二七日教育委員会規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年七月一五日教育委員会規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第七条第二項及び第三項の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

附 則 （平成二八年三月三十一日教育委員会規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則 （平成三一年四月二六日教育委員会規則第六号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る奨学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 （令和四年二月二十二日教育委員会規則第五号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別表第一（第十九条関係）

奨学資金の貸付総額	割賦金の年額
二〇〇,〇〇〇円以下のもの	三〇,〇〇〇円
二〇〇,〇〇〇円を超え四〇〇,〇〇〇円以下のもの	四〇,〇〇〇円
四〇〇,〇〇〇円を超え五〇〇,〇〇〇円以下のもの	五〇,〇〇〇円
五〇〇,〇〇〇円を超え六〇〇,〇〇〇円以下のもの	六〇,〇〇〇円
六〇〇,〇〇〇円を超え七〇〇,〇〇〇円以下のもの	七〇,〇〇〇円
七〇〇,〇〇〇円を超え九〇〇,〇〇〇円以下のもの	八〇,〇〇〇円
九〇〇,〇〇〇円を超え一,一〇〇,〇〇〇円以下のもの	九〇,〇〇〇円
一,一〇〇,〇〇〇円を超え一,三〇〇,〇〇〇円以下のもの	一〇〇,〇〇〇円
一,三〇〇,〇〇〇円を超えるもの	総額の一三分の一

郵便はがき

9 8 0 8 4 2 3

郵便切手
を貼って
ください

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁高校教育課

高等学校等育英奨学金担当 行

郵便はがき

9 8 0 8 4 2 3

郵便切手
を貼って
ください

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁高校教育課

高等学校等育英奨学金担当 行

郵便はがき

9 8 0 8 4 2 3

郵便切手
を貼って
ください

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁高校教育課

高等学校等育英奨学金担当 行

郵便はがき

9 8 0 8 4 2 3

郵便切手
を貼って
ください

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁高校教育課

高等学校等育英奨学金担当 行

異動事項連絡票

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

奨学生番号	
氏名	
卒業学校名	
新連絡先	(〒 -) Tel () -
現在の学校名	
その他の連絡事項	
旧届出内容	

※住民票の異動を伴う転居、本籍・氏名の異動の場合は、15頁の「奨学生異動届」で届け出てください。

異動事項連絡票

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

奨学生番号	
氏名	
卒業学校名	
新連絡先	(〒 -) Tel () -
現在の学校名	
その他の連絡事項	
旧届出内容	

※住民票の異動を伴う転居、本籍・氏名の異動の場合は、15頁の「奨学生異動届」で届け出てください。

異動事項連絡票

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

奨学生番号	
氏名	
卒業学校名	
新連絡先	(〒 -) Tel () -
現在の学校名	
その他の連絡事項	
旧届出内容	

※住民票の異動を伴う転居、本籍・氏名の異動の場合は、15頁の「奨学生異動届」で届け出てください。

異動事項連絡票

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

奨学生番号	
氏名	
卒業学校名	
新連絡先	(〒 -) Tel () -
現在の学校名	
その他の連絡事項	
旧届出内容	

※住民票の異動を伴う転居、本籍・氏名の異動の場合は、15頁の「奨学生異動届」で届け出てください。

☆ ここには8月頃に届く「奨学金償還表」を貼ってください。

「奨学金償還表」はなくさないでください。

「高等学校等育英奨学資金」の償還等に変更が生じたときや困ったときは、気軽に高校教育課奨学金担当までご相談ください。

あなたと高校教育課がいつでも連絡を取れる状態にあることを心がけましょう。

☆電話でのご相談の場合、本人確認としてあなたの奨学生番号や生年月日、卒業学校名などをお尋ねする場合があります。

— 問い合わせ先 —

宮城県教育庁高校教育課（奨学金担当）

〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL 022-211-3716

FAX 022-211-3696

メール ko-shougaku@pref.miyagi.lg.jp